

「三鷹市高齢者計画・第八期介護保険事業計画（案）」に係る市民意見への対応について

【凡例】

- ①計画に盛り込みます・・・・・・・・意見概ね提案どおりに盛り込むもの
- ②計画に趣旨を反映します・・・・・・・・意見の趣旨を計画に反映するもの
- ③対応は困難です・・・・・・・・趣旨の反映を含め計画に盛り込むことが困難なもの
- ④事業実施の中で検討します・・・・・・・・事業実施段階で判断するもの
- ⑤既に計画に盛り込まれています・・・・・・・・既に意見の趣旨が計画に反映されているもの
- ⑥その他・・・・・・・・その他の意見など

パブリックコメント提出
状況

人数： 1名
件数： 1件

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意識して掲載しています。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	市の担当部署
1	<p>第5章 3 介護予防・健康づくりの充実・推進と安全・安心の生活の確保</p> <p>4 地域の支え合いの仕組みづくりの推進による地域共生社会の実現について</p> <p>6 介護保険制度の円滑な運営</p>	<p>総合事業における「ふれあい支援員制度」の趣旨を、本来の趣旨である「三鷹市民が、困っている三鷹の高齢者を出来る範囲内で、助ける制度」に戻して、「報われる介護」が実践出来る様に出来ないか市民レベルで検討する必要があると考える。高齢者介護は、キーパーソンである家族に多くのしかかる。同じ三鷹市民で、被介護者の表情を読み解き、介護することで、市民のスキルが高まり、知識を得ることが出来ることと、仲間とディスカッションする中で、良い結果が得られると思う。</p>	<p>⑤既に計画に盛り込まれています</p> <p>「みたかふれあい支援員制度」とは、多様な人材によるサービス提供を推進するため、介護福祉士等の資格を有する方でなくても、三鷹市の指定した研修を受けて「みたかふれあい支援員」として登録することにより、市の訪問型基準緩和サービスに従事することができるようにしたものです。 当該事業の趣旨については、まさしくご質問にありました「三鷹市民が、困っている三鷹の高齢者を出来る範囲内で助ける制度」に沿ったものであります。 「みたかふれあい支援員制度」を市民レベルで実施することについては、現行においても、研修の参加資格は18歳以上の方（高校生を除く。）であれば、市民の方はもちろんのこと、どなたでも受講できるようになっておりますことから、現行の制度を継続するとともに、「みたかふれあい支援員」研修の市民への周知により一層努めてまいります。 また、介護を受ける方々のお気持ちを汲み取ることは、介護事業者の方のみならず、介護に従事する誰もが行わなくてはならないことであります。このことから、「みたかふれあい支援員」の研修や、2年ごとに行われる「みたかふれあい支援員」フォローアップ研修において、現在においてもこのような趣旨の取組を行っております。今回ご意見を賜りました件を踏まえまして、引き続きこのような趣旨に基づいた研修を行ってまいります。 「報われる介護の実践」につきましては、第5章3の(2)の「②家族介護者への支援と介護離職防止」にありますように、「家族介護者への支援の充実」、「介護技術向上教室実施の推進」、「介護者談話室サポーターの養成」など、ご意見の中にある「高齢者介護は、キーパーソンである家族に多くのしかかる」という部分を和らげ、同じように悩みを抱える方々と情報を交換しながら気持ちを分かち合えるような各種事業を行っております。本件につきましても、引き続き、これらの事業を推進してまいります。</p>	<p>高齢者支援課</p>